

市有財産を売却します

ヤフー官公庁オークションでの一般競争入札です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。Eメールでお問い合わせください。

草津市 市有財産売却 🔍

入札 6月28日(金) 13:00～

7月5日(金) 13:00

📄CDラジカセ、電子住宅地図、カセットテープ、ビデオテープ、ビワパールブローチ、室内用すべり台

📄6月14日(金) 14:00まで

📄申・問 総務課(3階)

☎561-2305、FAX561-2483

✉somu@city.kusatsu.lg.jp

国民年金保険料の追納

国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例の承認期間があると、保険料を全額納めたときよりも、老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

この期間の保険料は、10年以内であれば、さかのぼって納めることができます。老齢基礎年金の受け取り額を増やすために、追納制度を利用しましょう。

※承認期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合、当時の保険料額に加算金が上乘せされます

※追納は、先に経過した月の分から順次

📄日本年金機構 草津年金事務所(西渋川一)

☎567-2220、FAX562-9638

保険年金課(1階)

☎561-2367、FAX561-2480

低所得者の介護保険料の軽減

消費税引き上げに伴う社会保障の充実の一つとして、低所得者の2019年度の介護保険料の軽減を強化します。

📄所得段階が第1段階から第3段階までの人

所得段階	保険料年額(現行)	保険料年額(改正後)
第1段階	31,900円	26,600円
第2段階	53,100円	44,300円
第3段階	53,100円	51,300円

📄介護保険課(1階)

☎561-2369、FAX561-2480



後期高齢者医療制度の保険料について

📄保険年金課(1階) ☎561-2358、FAX561-2480

区分	2019年度
均等割額	43,727円
所得割率	8.26%
年間保険料の上限額	62万円

※昨年度から変更はありません。

4月からの保険料の軽減が見直されました。保険料の金額は7月中旬に通知を送ります。※これらの変更は、いずれも2019年度保険料から適用になります。

保険料均等割軽減の見直し

同じ世帯の、後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。このうち9割、8.5割軽減の人が本来設けられている軽減(本則7割軽減)に段階的に戻ります。また、4月から5割・2割軽減の軽減基準が変わりました。

9割・8.5割軽減の変更内容

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計)	本則	2019年度	2020年度	2021年度
[昨年度8.5割軽減の区分] 33万円以下		8.5割◆	7.75割	7割
[昨年度9割軽減の区分] 世帯の被保険者全員の年金収入の控除額を80万円とした場合で、所得が0円となる時	7割	8割	7割	

※9割軽減の対象であった人については、年金生活支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援策の対象となります。ただし、課税者が同居している場合は対象となりません。また、年金生活支援給付金の支給額は、納付実績などで異なります。

◆8.5割軽減の対象の人については、年金生活者支援給付金の支給の対象とならないことなどを踏まえ、緩和措置として、1年間に限り実質上8.5割軽減を据え置きます。

5割・2割軽減の変更内容

軽減割合	2018年度	2019年度
5割	「基礎控除額(33万円)」 + 「27.5万円×世帯の被保険者数」	「基礎控除額(33万円)」 + 「28万円×世帯の被保険者数」
2割	「基礎控除額(33万円)」 + 「50万円×世帯の被保険者数」	「基礎控除額(33万円)」 + 「51万円×世帯の被保険者数」

被用者保険の被扶養者であった人の均等割額の軽減の見直し

後期高齢者医療制度に加入する前日まで、被用者保険(職場の健康保険など)に加入している人に扶養されていた人(被扶養者)の保険料の軽減が、次のように変わります。

2018年度	制度加入年数に関わらず5割軽減	・引き続き所得割は課されません。
2019年度	制度加入後2年以内5割軽減	・所得が少なければ、所得が低い人に対する軽減が受けられる場合があります。

📄65～74歳で一定の障害がある場合、国民健康保険に変更するほうが、保険料が安くなる場合があります。滋賀県後期高齢者医療広域連合のホームページ(<https://www.shigakouiki.jp>)で試算できます。

●不審電話・訪問にご注意を

全国各地で、市や広域連合などの職員を装って、金銭や被保険者証をだまし取ったり、個人情報を聞き出したりする事件が起きています。不審な電話や訪問など、「おかしい」と思ったら、保険年金課か県後期高齢者医療広域連合(大津市☎522-3013、FAX522-3023)にご連絡ください。



ココロもカラダも幸せに☆

草津、み~つけたびっ!

お二人の門出を令和スタートからお祝いしたび~

5月1日に元号が、「平成」から「令和」に変わったたびね~。草津市では「令和」がスタートした1日午前0時に、婚姻届と出生届の臨時窓口を開いたび。婚姻届を出しにきたお二人の門出をお祝いするため、橋川市長と一緒にいらも駆けつけたびよ。この日のために、クサツブスターズのメンバーで書師の秀蓮さんに「令和」と書いてもらったり、メッセージカードを作ったり、お部屋を綺麗に飾り付けたり。この日が思い出に残る記念日になればいいなと、市役所のみんなで知恵を出し合って、いろいろ準備をしたたび。みんなのこにこ笑顔を見て、おいらまでとっても幸せな気持ちになったび。午前0時にはすでに8組が集まってきていて、この窓口では67

組の夫婦が誕生したたびよ。あらためて、「おめでとございます」たび~。



※「令和」の額は市役所1階、市民課窓口を設置しています。官房長官気分でご撮影にお越しください。